

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一②)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承</p>	<p>担当部局名</p>	<p>食料産業局(消費・安全局、政策統括官) 【食料産業局食文化・市場開拓課、消費・安全局消費者行政・食育課、政策統括官付穀物課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、政策を展開する必要がある。 このため、「日本型食生活の実践」「食育の推進」及び「和食の保護・継承」を実現すべく、幅広い世代を対象に官民一体となった国民運動を展開する。また、この取組により、国産農林水産物の消費拡大に繋げる。</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>食料の安定供給の確保</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(2)幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>

施策(1)	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	<p>高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する必要がある。</p> <p>このため、「日本型食生活」の実践に向けて、個々の生活スタイル(年代、性別、就業や食生活)の状況に応じた消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で、類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。</p> <p>また、こうした取組と併せて、学校教育等の様々な機会を活用した幅広い世代に対する農林漁業体験の機会提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進するとともに、食育の推進、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承といった課題に対して官民一体となった医福食農連携や農観連携、地産地消などの政策により取り組む。</p>										
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値						
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
日本型食生活の実践に取り組む人の割合	62%	27年度	70%	2年度	-	64%	65%	67%	68%	F↑－差	<p>米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)に掲げられた食生活に係る目標値(「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、目標値70%以上(H32))に準じて設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。</p> <p>なお、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」は、消費者行政・食育課において実施している「食生活及び農林漁業体験に関する調査」のうち、「日本型食生活」を「ほとんど実践している」及び「おおむね実践している」と答えた者の割合としている。</p>
把握の方法	出典:食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省消費・安全局) 公表時期:調査年度2月 算出方法:アンケート調査結果										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ 農林漁業体験を経験した国民の割合	31%	24年度	40%	2年度	34%	37%	38%	38%	39%	F↑-差	<p>消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、第3次食育推進基本計画において、「農林漁業体験を経験した国民を増やす」ことについて、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を図ることとしているため、測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を平成32年度までに40%以上とする」目標をもとに、その経過年次に目標値を設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。</p>
					36%	31%	36%	37%	39%		
	把握の方法	<p>出典:食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省消費・安全局) 公表時期:調査年度2月 算出方法:アンケート調査結果</p>									
達成度合いの判定方法	<p>達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										
ウ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	27年度	30%	2年度	-	27.5%	28.1%	28.8%	29.4%	F↑-差	<p>「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すこととされていることから、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。</p>
					26.9%	25.8%	26.4%	26.0%	26.0%		
	把握の方法	<p>出典:学校給食における地場産物(文部科学省) 公表時期:調査翌年度7月</p>									
達成度合いの判定方法	<p>達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満)</p>										

目標② 【達成すべき目標】		「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値						
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
フード・アクション・ ニッポン アワード受 賞・入賞後に売上げ 増加した製品の割合	63.9%	29年度	80%	2年度	-	-	-	70%	75%	F↑-直	<p>食料の安定的な供給に向け、農業と食品産業の健全な発展を図るためには、国産農林水産物の消費拡大を推進することが重要であることから、国産農林水産物を意識して購入する消費行動の増加とそれを供給する事業者の活動を兼ね備える「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標は、「フード・アクション・ニッポン アワード」の審査委員企業の流通販路を通じて、消費者に届ける制度にした平成29年度の実績値63.9%を基準値とし、3年後の令和2年度までに「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞製品のほぼ全品の売上げを向上させることを目標に80%を目標値に設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、すう勢による増加を見込んで設定した。</p>
					-	-	63.9%	69.2%	67.1%		
	把握の方法	調査方法: フード・アクション・ニッポン アワード事務局によるアンケート調査 作成時期: 年度末 算出方法: フード・アクション・ニッポン受賞・入賞後に売上げが増加した製品数/調査製品数 データの所在: 農林水産省食料産業局									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満										

イ 一人当たりの米の年間消費量	57kg/人・年	25年度	53kg/人・年	7年度	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(1.1%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-2.3%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-1.8%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-0.4%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-0.4%)と同等以上	F = ー他	<p>高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。</p> <p>目標値は、食料・農業・農村基本計画に定める平成37年度における一人当たりの米の年間消費量53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上」と設定した。</p> <p>年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>
					-2.3%	-1.8%	-0.4%	-0.4%	-0.7%		
					把握の方法						
達成度合いの判定方法						<p>A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上</p> <p>B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで</p> <p>C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満</p>					
ウ 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	27年度	50%	2年度	-	43%	44%	46%	48%	F ↑ ー直	<p>ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の伝統的な食文化であり、バランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを旨とする」という目標に基づいて設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。</p>
					41.6%	41.5%	37.8%	49.6%	47.9%		
					把握の方法						
達成度合いの判定方法						<p>当該調査結果に基づく計算値(伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合×うち、次世代へ伝えている人の割合)が目標に達しているかを判定。</p> <p>達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100</p> <p>A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>					

目標③ 【達成すべき目標】		市町村における国民運動としての食育の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標— 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	77%	27年度	100%	2年度	年度ごとの実績値						
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
食育推進計画を作成・実施している市町村の割合					-	82%	86%	91%	95%	S↑-差	<p>食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>第3次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今後5年間で100%とすることを目指すとされていることから、令和2年度の目標値を100%とした。</p>
					77%	78%	79%	85%	88%		
	把握の方法	出典:市町村における食育推進の状況及び食育推進計画の作成状況(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度末 算出方法:計画作成市町村数/全市町村数									
達成度合いの判定方法	$(達成度合(\%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31 年度行政事業 レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成22年)	-	-	-	-	(1)-①-ウ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	-
(2) 食育活動の全国展開事業委託費(平成25年度)(主)	60 (42)	69 (65)	54 (51)	58	(1)-③-ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施・公表し、国及び地方公共団体の食育施策推進に資する基礎資料を提供するとともに、毎年6月の食育月間における中核的な行事としての食育推進全国大会、食育活動表彰等を実施し、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等の関係者が緊密な連携・協力を図りながら全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関心のある国民の増加を図るとともに、より食育に関する国民の理解の増進を図る。	0008
(3) 日本の食消費拡大国民運動推進事業(平成28年度)(主)	388 (356)	288 (280)	232 (230)	182	(1)-①-ウ (1)-②-ア	民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場食材の供給の取組等を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。この支援措置により、国産農林水産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与する。	0009
(4) 「和食」と地域食文化継承推進事業(平成28年度)(主)	212 (140)	60 (53)	54 (49)	72	(1)-②-ウ	地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地域ぐるみで郷土食の調査、記録、普及等を行う。また、保育所等の栄養士等を対象として、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を各都道府県ごとに育成する。さらに、子供たちや忙しい子育て世代に、身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうための商品・サービスの開発・販売等の活動を促進する官民協働の取組である「Let's! 和ごはんプロジェクト」を推進する。 これらの取組により、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を保護し、次世代への継承を推進する。	0011
(5) 食料産業・6次産業化交付金(平成30年度)(関連:元-③, ⑮)	-	-	1,678 の内数 (1,463の内数)	1,434 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。 これらの支援措置により、食育基本法の理念が普及した社会の実現に寄与する。	0017

	学校給食用政府備蓄米支援事業 (6) (無償交付 平成10年度、有償交付 平成15年度) (関連:元-⑤)	-	-	-	(1)-②-イ	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施する。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与する。(令和元年度 枠:無償交付0.8千トン、有償交付0.4千トン)	-
	加工原材料用政府所有米穀導入促進事業 (7) (無償交付 平成10年度、有償交付 平成10年度) (関連:元-⑤)	-	-	-	(1)-②-イ	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施する。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施する。このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要創出に寄与する。(令和元年度 枠:無償交付0.2千トン、有償交付0.2千トン)	-
政策の予算額[百万円]		2,903 <->	1,875 <->	570 <1,678>	424 <1,434>		
政策の執行額[百万円]		2,576 <->	1,570 <->				

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。